

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼田市長

市町村名 (市町村コード)	沼田市 (10206)
地域名 (地域内農業集落名)	沼田地区 <small>(東倉内町、西倉内町、柳町、高橋場町、材木町、桜町、上原町、東原新町、西原新町、上之町、馬喰町、中町、坊新田町、下之町、鍛冶町、榛名町、清水町、薄根町)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

柳町の一部を除いて、都市計画用途地域に指定されており、公共施設が集約し、宅地化された地域である。農地の1区画の面積は小さく、散在しているため、効率的に耕作することが困難であり、集約化を進めるのは難しい。

農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者未定または不明の耕作面積が多く、農地の受け手不足が課題であり、新たな農地の受け手の確保が必要である。

主な作目:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作者のない農地は、認定農業者や新規就農者等の主要な担い手を中心となって引き受け、遊休農地の増加を抑止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を中心に区域を設定する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業事務所やJAと連携し、栽培技術の支援などの取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

地域内外から農地を利用する者を確保、耕作放棄地の発生防止活動に務める。